

事 務 連 絡  
平成18年10月24日

各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園担当者殿  
各都道府県私立学校担当者殿  
各都道府県、指定都市、中核市民生主管部局保育担当者殿

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

日頃から幼児教育・保育行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、認定こども園制度につきまして、これまでご担当からいただいた質問事項とその回答のうち主なものを、別添ファイルのとおりまとめております。ご参考まで送付させていただきますので、ご活用ください。

	質問	回答
	(認定こども園の認定等)	
1	認定権限について大都市特例の適用はあるか。	認定権限について、大都市特例の適用はない。
2	認定権限の一部を政令市に委任することは可能か。	認定権限の委任はできない。
3	認定こども園の認定について、市町村に権限を委任することは可能か。	今般の認定こども園の仕組みは、就学前の子どもに関する教育、保育を一体的に提供する施設であることから、認定こども園の認定は、幼稚園と保育所の双方の認可権者である都道府県知事が行うことが適当であり、当該権限を市町村に委任することはできない。
4	認定こども園の認定に際して、私立学校審議会の意見聴取は必要か。保育所を設置する社会福祉法人が幼保連携型となるべく幼稚園認可を取得する場合はどうか。	認定こども園の認定に際して私立学校審議会の意見聴取は不要である。幼稚園の設置認可に際して、学校法人立であれ社会福祉法人立であれ、私立学校審議会の意見聴取を要することは従来と同様である。
5	認定を受けた施設が、その後の施設の都合により、認定の辞退を申し出ることは可能か。	施設の申出に応じて、認定の効力を将来に向けて失わせることとして差し支えない。ただし、法第10条第2項の場合に準じて住民に対する周知等適切な措置を講じられたい。
6	認定こども園の認定について、申請を秋～冬に行い、認定こども園としての事業を新年度から開始したいという施設の要望がある場合、都道府県の認定日と施設の事業開始日との関係はどのようになるのか。	認定こども園の認定を受けた施設は、認定こども園である旨を表示し、直接契約や子育て支援事業等を含めた認定こども園としての事業を開始することとなる。新年度から認定こども園の事業を開始したい施設については認定日を4月1日とし、当該施設が認定日前であっても「4月より認定こども園の認定を受ける予定」として、児童の募集・選考を行うなど、新年度に向けた準備を円滑に行えるよう配慮されたい。
7	認定こども園の認定を受けるためには、保育に欠ける子どもと欠けない子どもの双方を受け入れることが必要であるが、それぞれどの程度の受入枠が必要か。いずれかの受入枠が1人でも認定を受けられるのか。	少子化が進展する中で、地域によってはごく少数の受入枠の設定が行われることを排除しないが、認定こども園については、広く地域住民の利用に資するために、保育に欠ける子どもと欠けない子どもの受入枠を都道府県知事が周知する仕組みとなっており、認定を申請する施設において、こうした仕組みを考慮した適切な受入枠の設定が行われるべきものと考えている。なお、こうした仕組みに鑑み、認可外保育施設について、1日に保育する子どもの数が5人以下の小規模施設を認定対象から除外している。
8	「幼保連携型」及び「保育所型」の「保育所」は認可保育所、「幼保連携型」及び「幼稚園型」の「幼稚園」は認可幼稚園と理解してよいか。また、「幼稚園型」「地方裁量型」の「保育所機能」は認可を受けていない保育所的な事業、「保育所型」「地方裁量型」の「幼稚園機能」は認可を受けていない幼稚園的な事業と理解して良いか。	前段については、貴見のとおり。後段については、正確には法3条1項及び2項をご覧いただきたいが、「幼稚園型」「地方裁量型」におけるいわゆる「保育所的な機能」は、保育所認可を有することなく、保育に欠ける子どもに対する保育を行う機能をいい、「保育所型」「地方裁量型」におけるいわゆる「幼稚園的な機能」は、幼稚園認可を有することなく、満3歳以上の保育に欠けない子どもも受け入れて、満3歳以上の子どもに対し学校教育法78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う機能をいう。
9	第3条第1項の認定はいわゆる「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定に対応し、第3条第2項の認定はいわゆる「幼保連携型」の認定に対応すると解してよいか。	「幼稚園型」については、単独で認定を受ける場合は法3条1項の認定によるが、幼稚園と併設の認可外保育施設が一体的に運営を行う場合、幼稚園と認可外保育施設の連携施設として法3条第2項の規定による認定の対象となるものである。

10	幼保連携型の場合、従来どおり幼稚園籍、保育所籍の子どもの合同保育となるのか。	貴見のとおりであるが、認定こども園としての一体的運営により一層配慮し、教育・保育の全体的な計画を策定すること等が必要となる。
11	幼稚園、保育所の認可と認定こども園の認定は別であり、「幼保連携型」の認定こども園の認定の前提は幼稚園、保育所のそれぞれの認可があると解してよいか。	貴見のとおり（幼稚園、保育所の認可申請と、認定こども園の認定申請を同時に行う場合はある）。
12	法第3条第2項第1号イに規定する「緊密な連携協力」の具体的内容如何。	学校教育法第78条に掲げる幼稚園の教育目標が達成されるように行う保育について、幼稚園と一体的な指導計画が定められ、認定こども園の長のもと幼稚園教諭と保育士とが相互に連携して教育・保育に当たるなど、幼保連携施設を構成する幼稚園と緊密に連携して実施する体制が確保されていることが求められる。
13	法第3条第2項第1号ロに規定する「一貫した教育及び保育」の具体的内容如何。	幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた保育に欠ける子どもを、引き続きその幼保連携施設を構成する幼稚園に受け入れ、保育所等の入所時から幼稚園の卒園まで一貫した指導計画のもと教育・保育を行うことが求められる。
14	法第3条第2項第1号ロの幼保連携施設を構成する幼稚園の入園年齢については、必ずしも3歳とする必要はなく、3～5歳の間であれば設定可能か。この場合、基本的に他の類型においては、3歳以上の子どもに対する教育機能が確保されているのに対し、この類型においては3歳以上の子どもに対する教育機能が必ずしも確保されないこととならないか。	法第3条第2項第1号ロの幼保連携施設を構成する幼稚園の入園年齢については、基本的に3歳を想定しているが、地域の実情に応じて、例えば4歳である場合に認定対象とすることを排除するものではない。ただし、この場合にあっても、認定基準に関する国の指針に示すように、認定基準に基づき、満3歳以上の子どもに対しては、学校教育法に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことが適当であると考えている。
15	保育所の分園と幼稚園とを幼保連携型認定こども園とすることは可能か。	保育所の分園は本園との一体的運営を前提とするものであり、分園のみを独立させて幼稚園と組み合わせ、幼保連携型認定こども園とすることはできない。認定を行う場合には、本園も含めて一体性を総合的にご判断いただくこととなる。なお、幼保連携型の認定こども園については、幼稚園と保育所の合計定員が現在の認可基準である60人に達する場合には、保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことを認めることとしており、こうした措置も活用されたい。
16	幼稚園型の認定要件として法第3条第1項第1号において「～当該教育のための時間の終了後、～保育を行うこと」と規定されているが、始業前の預かり保育の実施も必要とされるのか。	子どもの登降園時刻について法第3条1項1号の要件には反映させていないが、認定こども園が保育に欠ける子どもを受け入れる際には、朝の登園時刻の相違に対する対応が当然必要となるものと考えている。
17	幼稚園型の認定要件である「保育に欠ける子どもに対する保育を行うこと」とは、長期休業中も含め保育時間、開所時間はそれぞれ8時間、11時間であることが条件であると考えてよいか。	保育に欠ける子どもの受入れを確保するためには、長期休業中も含めて8時間の保育時間の確保が必要であるが、開所時間は保育所についても地域の実情に応じて定めることとされており、11時間の開所が一律の認定要件となるものではない。
18	幼稚園型は幼稚園設置基準に加えて保育所の最低基準も満たす必要があるのか。	児童福祉施設最低基準の適用は幼稚園にはないが、法第3条第1項第4号又は第2項第3号の規定による認定基準を満たす必要がある。

19	幼稚園型において「保育に欠ける」判定は誰が行うのか。	保育所のように市町村が就労証明書等を基に判定するものではなく、施設において適宜判断することとなる。
20	幼稚園型における0～2歳児の預かりは、子育て支援事業に位置付けられるのか。	0～2歳児の一時保育は子育て支援事業であるが、保育所的な保育がなされている実態がある場合には、子育て支援事業ではなく、幼稚園に併設された認可外保育施設における受入れと整理される。なお、保育されている実態があるか否かについては、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日 雇児発第177号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）にあるとおり、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、その他の運営状況に応じて判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上、施設において保護者と離れることを常態としている場合には、保育が実施されているものと考えられる。この場合には、幼稚園と当該認可外保育施設とが一体として、法第3条2項に基づく認定を受けることになる。
21	幼稚園型の場合における0～2歳児の籍はどうなるのか。	0～2歳の子どもに関して幼稚園の籍はない。0～2歳児に対する保育を行う場合には、幼稚園併設の認可外保育施設における受入と整理され、子どもは認可外保育施設に籍をもつこととなる。
22	幼稚園型で認可外保育施設を併設する場合、0～2歳児も幼稚園児となり、認可外保育施設の定員も含めて幼稚園の認可定員の範囲内となるのか。	0～2歳児が幼稚園児となることはなく、幼稚園の認可定員の範囲外である。
23	幼稚園型認定こども園における保育所機能部分の施設（例えば低年齢児用の保育室）及びその敷地は、幼稚園施設の一部として捉えるのか。同様に、保育所型における幼稚園機能部分は、保育所施設の一部として捉えるのか。	幼稚園型認定こども園については、幼稚園単独で認定を受ける場合には、保育に欠ける子どもも幼稚園児であり、全ての施設が幼稚園の施設となるが、認可外保育施設を併設して認定を受ける場合には、認可外保育施設部分（幼稚園との共用部分を除く）は幼稚園施設の一部とはならない。保育所型認定こども園については、保育に欠けない子どもの受入を行う場合も、保育所施設の一部である。
24	幼稚園型の認定こども園で認可外保育施設を併設する場合、認定こども園の定員は幼稚園の認可定員と認可外保育施設の届出定員の合計となり、これを保育に欠ける子どもと保育に欠けない子どもの受入枠に割り振ることとなるのか。	法3条2項口の形態で認定を受けることが一般的と考えるが、この場合、認可外保育施設の届出定員が0～2歳の保育に欠ける子どもの受入枠となり、幼稚園の認可定員を3～5歳の保育に欠ける子どもの受入枠と、3～5歳の保育に欠けない子どもの受入枠に割り振ることが原則となる。
25	教育保育概要に係る変更の届出については、平成18年9月15日付課長通知において「利用者にとって重要性が比較的高いと判断される事項については変更の届出の対象とし、それ以外の事項については変更の届出を不要とすることを基本に適切に判断されたい」とされているが、具体的にどのような事項が重要性が比較的高いと判断されるのか。	毎年の定期報告による把握が可能な職員配置の若干の変更について、その都度届出を求めることは事業者にとって過度な負担を負わせる可能性が高いが、開園時間や利用料といった事項の変更については、その都度届出を求めると必要性が高いと考える。

(認定基準)		
26	認定基準を都道府県の条例で定めることとする趣旨は何か。	幼稚園や保育所の認可については、国が最低基準を定めているが、今般の制度においては、地域の実情に応じた対応を可能とする観点から、国が示すのは参酌基準としている。したがって、都道府県ではこの基準より厳しい認定基準も、緩やかな認定基準も設定することが可能であることから、当該基準の策定に際しては議会における十分な議論を経ることが適当であると考えている。
27	認定基準の一部について規則に委任することも可能とされているが、認定基準に関する国の指針のうち「第五 教育及び保育の内容」等には、留意点的な事項が多く含まれており、こうした留意点等については、規則更には例えば要綱や運用通知等に規定することも可能か。	留意すべき点に留意して教育及び保育を実施することの可否が認定基準となるものであり、こうした留意点を条例で定めることは可能と考えているが、基本的な考え方を条例に示した上で、技術的・細目的事項を規則や要綱等に委任することを妨げるものではない。
28	地方裁量型、あるいは幼保連携型以外の全ての類型を条例で認定対象から除外することは可能か。	法律上認定対象とされている認可外保育施設あるいはその他の類型を一律に除外する認定基準を定めることはできない。認定基準を幼稚園・保育所の認可基準と同等に設定することにより、結果として認可基準を下回る施設が認定を受けられないことはあり得る。
29	認定こども園の認定について、その適正配置を図る観点から、関係者により構成される審議会の関与を義務付けることは可能か。	今般の認定こども園の認定は、「一定の機能を備える施設」を認定する仕組みであり、「適正配置」といった観点から認定事務についての関与を義務付けることは適当でない。なお、幼稚園や保育所の認可に際して、私立学校審議会や市町村の意見を聴取することは従来と同様である。
30	認定こども園の認定について、その適正配置を図る観点から、市町村の意見聴取を義務付けることは可能か。	市町村に対する意見聴取が、「適正配置」の観点からであれば、上記の問と同様にこうした関与の義務付けは馴染まない。なお、幼稚園や保育所の認可に際して、私立学校審議会や市町村の意見を聴取することは従来と同様である。
31	認定基準に「経済的基盤があること」を規定してよいか。	差し支えない。
32	認定こども園に対して、指導監督のための立入調査は可能か。	法律上、認定こども園に固有の指導監督のための立入調査権限は規定していない。私立学校法等の趣旨や法律において認定の取消事由を限定列挙していることに鑑み、条例等において独自の立入調査権限を設けることや、これを拒否した場合を認定の取消事由とすることは適当でない。ただし、認定の申請時において、認定要件を満たすか否かについて施設に立ち入って確認することが必要となったため任意に施設への立入を求めたが拒否され、認定要件を満たしていることの確認ができない場合、認定を行うことはできないのは当然であり、また、認定後において、監査や保護者からの情報等に基づき、認定要件を欠いている、又は虚偽の報告をしていることが認められ、確認のために任意に施設への立入を求めたが拒否された場合においては、第10条第1項に該当するものとして認定を取り消して差し支えない。
33	国の指針における職員配置に関し、「幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者」の判断については、6時間利用を標準としている幼稚園の場合、6時間を「4時間程度の共通の利用時間」として考えるべきか。又は4時間を超える2時間部分は預かり保育として考えるべきか。	現在の取扱いとして6時間全てが教育課程内の教育として学則に定められているのであれば、6時間が「共通の利用時間」である。

34	<p>国の指針における職員配置に関し、幼稚園における預かり保育については様々な時間による利用が考えられるが、預かり保育を利用する子どもは全て長時間利用児として取り扱うのか。</p>	<p>短時間利用児と長時間利用児の区分は、共通の利用時間のみの利用を行う子どもを短時間利用児、それ以外の子どもを長時間利用児として取り扱うものである。通常は共通の利用時間のみの利用でたまに預かり保育を利用する子どもは短時間利用児であるが、例えば毎日1時間預かり保育を利用する子どもは長時間利用児として取り扱う。</p>
35	<p>国の指針においては短時間利用児の職員配置が35:1とされ、児童福祉施設最低基準においても、認定こども園である保育所における短時間利用児の職員配置が35:1とされたが、認定こども園である認可外保育施設に対する認可外保育施設指導監督基準の適用についても短時間利用児については同様の考え方で差し支えないか。</p>	<p>認可外保育施設指導監督基準における職員配置については「概ね児童福祉施設最低基準に定める数以上であること」とされており、認定こども園である認可外保育施設の短時間利用児に関する職員配置については35:1で取り扱うこととして差し支えない。</p>
36	<p>学級を異年齢の子どもで編制することは可能か。</p>	<p>学級は同一学年の子どもで編制することが原則であるが、同年齢の子どもが非常に少ない等の事情があるときは、異年齢の子どもで編制することも認められる。なお、国の指針第五の三の3に規定するように、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動とともに、満三歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で適切に組み合わせることが望ましい。</p>
37	<p>国の指針における職員資格に関し、幼稚園教諭免許又は保育士資格のみを有する者が長時間利用児の保育に従事する又は学級担任となることを認める場合における「意欲、適性及び能力等」は具体的にはどのように判断するのか。</p>	<p>従事することとなる職務内容に照らして、これまでの幼児教育・保育施設における業務従事経験、研修等の受講状況、日常的な取組の状況に関する施設長の見解等を踏まえて判断することになると考えている。</p>
38	<p>国の指針における職員資格に関し、幼稚園教諭免許又は保育士資格のみを有する者が長時間利用児の保育に従事する又は学級担任となることを認める場合における「幼稚園教諭免許又は保育士資格の取得に向けた努力」は具体的にはどのように判断するのか。</p>	<p>幼稚園教諭免許又は保育士資格を取得するために必要な単位取得に向けた取組み（通信講座や夜間講座の受講など）、幼稚園教諭資格認定試験又は保育士試験の受験状況、受験に向けた講座の受講等を踏まえて判断することになると考えている。</p>
39	<p>幼稚園設置基準及び児童福祉施設最低基準における資格の特例措置において、新規職員が対象から除外されている趣旨は何か。</p>	<p>資格に関する特例措置は、現に当該施設の業務に従事している職員への配慮を目的とするものであるため、新規職員は対象から除外している。</p>
40	<p>建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合における「一体的設置」の判断は、具体的にどのような点に留意して行うべきか。保育所の分園については、通常の手段で30分以内の距離が目安とされているが、この程度距離的に離れていても「一体的に設置」されていると判断して差し支えないか。</p>	<p>建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合における「一体的設置」の判断については、法第3条第2項第1号イの施設の場合には日常的な一体的運営の確保の観点に、同号ロの施設の場合には異年齢交流の確保の観点に留意が必要。子どもの移動に当たっては、徒歩やバスなどで移動する際の安全が確保されており、移動にかかる時間が教育・保育の適切な提供に影響を及ぼさない程度であることが必要である。保育所の分園は、合同保育や異年齢交流を必ずしも前提としておらず、認定こども園と保育所分園を同様のものとする考え方は適切でない。</p>

41	幼稚園設置基準及び児童福祉施設最低基準においては、面積等に関する基準の特例の対象が「設置後相当の期間を経過した施設」とされているが、これは認定基準に関する国の指針における既存施設と同義と解して良いか。また「相当の期間」はどの程度の期間を想定しているのか。	「設置後相当の期間を経過した施設」については、認定基準に関する国の指針における既存施設と同義と解して差し支えない。「相当の期間」については、具体的な年数等を想定しているものではないが、元来、幼稚園や保育所の用途に供するために建てられた施設を、その後の事情の変化により認定こども園に転換する際に円滑に転換できるようにするための措置である本特例の趣旨を踏まえた運用が求められる。
42	幼稚園設置基準及び児童福祉施設最低基準においては、面積等に関する基準の特例の対象が「その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る」とされているが、その趣旨は何か。	特例的な基準が適用されることに鑑み、幼稚園あるいは保育所としてこれまで適正な運営が行われていることを求めるものである。
43	幼稚園基準及び児童福祉施設最低基準において、面積等に関する基準の特例が「当分の間」の措置とされている趣旨は何か。	特例的に適用される基準であることに鑑み、附則における当分の間の措置として規定しているものである。
44	国の指針においては、給食の外部搬入を行う場合、「当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える」とされているが、具体的にどのような設備が必要となるのか。	具体的にどのような設備が必要となるかは、個々の施設における外部搬入の具体的方法を踏まえて判断されるべきものである。体調不良の場合の対応や食育等の観点からは、最低限、冷蔵庫や一定の加熱器具、流し等の設備が必要と考えられるが、例えば配膳や再加熱が必要な場合には、そのための設備が必要である。なお、弁当を搬入するような場合であっても給食はその内容に応じて適切な温度で提供されることが必要であり、こうした対応が可能な事業者と契約することが求められる。
45	給食の外部搬入を行う場合の加熱設備については、電子レンジで差し支えないか。	問44のとおり具体的にどのような設備が必要となるかは、個々の施設における外部搬入の具体的方法を踏まえて判断されるべきものである。加熱設備についても、一律にどの器具なら可ということではなく、温める、炒める、煮る、沸かすといった個々の施設に求められる調理機能に応じて判断されるべきものである。
46	国の指針において、給食の外部搬入を行う場合には、調理機能を有する設備を備えることとされているが、専用の部屋が必要なのか。また、この調理機能を有する設備を備える部屋は調理室に該当するのか。	給食を自園調理により提供する場合には、給食の対象となる子ども全員分の食事の調理が可能な設備が必要となるが、外部搬入方式により提供する場合には、問44で示した一定の設備を備えることで足りるものである。こうした一定の設備を備える部屋については、必ずしも専用の部屋とする必要はないが、備える設備等に応じて衛生管理や防火といった面からの対応が求められる点に留意する必要がある。なお、児童福祉施設最低基準第32条第8号ニの調理室に関する規定は、防火の観点から設けられているものであり、外部搬入を行う場合の一定の設備を備える部屋についても、火を使用する設備・器具が含まれる場合には、この規定を踏まえた対応が必要となるものである。
47	認定基準に関する国の指針において、給食の外部搬入を行う場合の条件である「食育に関する計画」とは、園独自の計画を作成する必要があるのか。地方自治体あるいは国の食育推進計画で足りるのか。	地方自治体等の計画を踏まえつつ、園独自で計画を作成することとなる。

48	<p>公立保育所における給食の外部搬入については、特区の全国展開に関する判断が留保されているため、認定こども園の認定を受けた保育所について給食の外部搬入を行う場合には、特区の申請が必要となると考えて良いか。</p>	<p>認定こども園の認定を受けた保育所を含め、認定こども園において給食の外部搬入を行う場合、特区の申請は不要である。</p>
49	<p>認定こども園において、保育に欠ける子どもに対しては給食を提供し、保育に欠けない子どもについては弁当持参とするという対応は可能か。</p>	<p>保育に欠ける・欠けないを問わず給食が同じように提供されることが望ましいが、保護者の意向等を踏まえ、そうした対応を採ることとして差し支えない。ただし、その場合であっても、食育に関し、なるべく子どもが共通の体験を得られるように工夫することが必要である。</p>
50	<p>3歳以上の子どもに対する食事の提供について、保育に欠ける子どもに対しても保護者の了解を得た上で弁当持参とするという対応は可能か。この場合、施設において求められる調理機能については、弁当の持参を給食の外部搬入とみなして考えれば良いか。</p>	<p>前段については、幼稚園型や地方裁量型については、保護者の了解が得られればそのような対応も考えられるが、保護者の了解が得られない場合に自園調理又は外部搬入により適切に食事の提供が行うことができるような体制にあることが必要である。後段については質問のとおりで差し支えない。</p>
51	<p>幼稚園型認定こども園における子育て支援の職務を担当する職員について、園長や教頭が兼務して差し支えないか。また、幼稚園児の用に供する施設設備を兼用しても差し支えないか。</p>	<p>子育て支援については、認定基準に関する国の指針において、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設するなど「保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること」としており、こうした指針を踏まえて策定される各都道府県の認定基準を満たす限りにおいて、職員の兼務や施設設備の兼用を行うことは差し支えない。</p>
(直接契約・利用料)		
52	<p>一般の保育所が認定こども園となる場合、いったん保育の実施を解除し、改めて保育の実施の決定を行う必要があるのか。</p>	<p>利用している施設が認定こども園の認定を受けることは、利用している子どもについて改めて「保育に欠けるか欠けないか」を判断すべき事由に該当しないため、市町村が保育の実施を解除する必要はない。</p>
53	<p>認定こども園の認定を受けた保育所の利用について、直接契約ではなく、従来どおり市町村が利用児童や利用料を決定することとして良いか。</p>	<p>法律上、認定こども園の認定を受けた保育所の利用については直接契約によることとされており、市町村が利用児童や利用料を決定することはできない。ただし施設が利用児童や利用料を決定する場合に、市町村と意見交換をした上で対応することは妨げられるものではない。</p>
54	<p>保育所型認定こども園における入所児童の選考は、保育に欠ける子ども・欠けない子どもそれぞれで行われるが、例えば保育に欠ける子どもの受入枠が70人、保育に欠けない子どもの受入枠が20人で、入所を希望する保育に欠ける子どもが80人、保育に欠けない子どもが10人である場合でも、保育に欠ける子どものうち10人分の入所を拒むことができるのか。</p>	<p>都道府県知事により地域住民に周知された受入枠に対する信頼を確保するため、この事例の場合に、保育に欠けない子どもの受入枠の存在を理由に、保育に欠ける子どものうち10人分の入所を拒むことは可能である。なお、この10人を入所させるためには、受入枠自体の変更が必要である。</p>



55	<p>私立認定保育所については、入所希望者が多い場合の入所児童の選考を施設が行うが、この場合における「公正な方法による選考」とは具体的にどのような方法による必要があるか。例えば、面接、先着順やくじ引きは公正な方法と言えるのか。</p>	<p>入所児童の選考については、①母子家庭や児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭に配慮するとともに、②あらかじめ公表した公正な方法で選考することが必要である。この場合における「公正な方法」については、人種や信条による差別的取扱いは認められないが、母子家庭等に配慮した上で、先着順やくじ引きにより選考することとしても、それだけで公正でないとは言えない。しかしながら、児童福祉施設としての性格に鑑みれば、市町村の選考基準も参考としながら、地域の実情に応じて各施設の主体的な判断により、就労や家庭の状況などもきめ細かく考慮していくことが望ましい。</p> <p>なお、面接については、それ自体は家庭の状況を的確に把握する手段であり否定されるものではないが、面接を理由とした選考が結果的に恣意的な選別につながることをないよう、特定の利用者に対して差別的な取扱いとならないような実質的かつ具体的な選考理由の開示など、透明性の確保に十分留意する必要がある。</p>
56	<p>私立認定保育所について、直接契約が導入されると、保護者は居住市町村以外の施設も自由に選べることになるのか。</p>	<p>私立認定保育所については直接契約を導入するが、「保育に欠けること」の認定や運営費の支弁は引き続き居住地の市町村が行うことや、保育所の施設整備費は従来は都道府県、現在は当該施設が所在する市町村が負担していることから、広域入所については現在と同様に関係市町村間における連絡調整を十分に行われたい。なお、この場合、保護者の居住市町村毎に受入枠を設ける場合には、選考基準に記載することが適当である。</p>
57	<p>私立認定保育所が定める保育料と一般の保育所について市町村が定める保育料の乖離について基準等を定める考えはあるか。</p>	<p>私立認定保育所の保育料は市町村でなく施設が定めるが、法律上「保育サービスの提供に要した費用が家計に与える影響を考慮して定める」と規定されている点は、一般の保育所と同様である。この利用者負担の基本的な考え方を踏まえた上で施設に利用料設定の裁量を認めるものであり、この基本的な考え方から外れる不適切な利用料については市町村がその変更を命じることが可能である。</p>
58	<p>私立認定保育所の保育料について「児童の年齢等に応じて」定めるのであれば、3～5歳児一律の保育料を定めることはできないのか。</p>	<p>現行制度においても、保育料は「保育費用が家計に与える影響を考慮して児童の年齢等に応じて定める」ととされているが、これは保育料を必ず児童の各歳別に定めることを求めるものではなく、保育費用と家計への影響を考慮する限りにおいて、年齢区分を簡素化して設定することは可能であり、私立認定保育所の保育料を3～5歳児一律で設定することは可能である。</p>
59	<p>具体的にどのような場合が法第13条第7項の規定による変更命令の対象となるのか。</p>	<p>例えば、以下のような場合が変更命令の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護家庭から利用料を徴収する。</li> <li>・同一所得層の者について、サービスの提供によりコストがかかる低年齢児の利用料を、3歳以上児の利用料よりも低く設定する。</li> <li>・実際にサービスの提供に要した費用よりも著しく高い利用料を設定し、結果として低所得者の利用を排除する。</li> </ul>

60	<p>保育所型認定こども園の保育に欠けない子どもについては、運営費の対象とされておらず、現行制度でも保護者が実費を負担している。認定こども園は、保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れる施設であるが、同じ所得階層であっても、運営費の対象となる保育に欠ける子どもの利用料を、保育に欠けない子どもの利用料よりも低く設定することは適当なのか。また、こうした利用料設定は、市町村の改善命令の対象となるのか。</p>	<p>保育所型認定こども園における利用料の設定に関し、市町村の改善命令の対象となるのは保育に欠ける子どもの利用料のみであり、保育に欠けない子どもの利用料は改善命令の対象とはならない。保育に欠けない子どもの利用料については、国からの財政措置は存在しないことを前提に、利用時間やサービスの提供に要する費用を勘案しつつ、施設において設定するものである。</p>
61	<p>認定こども園の認定を受けた保育所については直接契約となるため、利用料の滞納の場合には、退所させられることとなるのか。</p>	<p>私立認定保育所の場合には、利用料徴収の責任及び未払いの危険は施設が負うこととなるため、個々の状況に応じて一般の保育所の場合と同様の災害時の減免や世帯の負担能力に著しい変動が生じた場合の階層区分の変更等の対応を行った上で、なお利用料の滞納がある場合には、退所させることも生じ得ると考えている。この場合、市町村においては、認定こども園でない一般の保育所に入所させるなどの適切な措置を講じることが求められる。なお、認定こども園である公立保育所については、施設の設置者と保育の実施義務を行う者が一致しており、利用料の滞納がある場合でも退所させることはできないが、児童福祉法第56条第10項の規定による強制徴収が可能である。</p>
62	<p>一般の保育所が認定こども園となる場合、現に利用している保護者についても利用料を変更することは可能か。また、変更後の利用料を支払うことができない利用者について、子どもを退所させることは可能か。</p>	<p>一般の保育所が認定こども園となる場合には、施設において利用料を設定することが可能となるが、従来から当該保育所に入所していた児童については、認定こども園となった後の利用に適切に配慮する必要がある。このため、認定こども園の認定後の利用料の変更については、①あらかじめ保護者に十分説明を行うこと、②学年が上がる新年度の開始に併せて行うこと、③市町村とも連携し、利用する保育所を一般の保育所に変更することが可能な時期に行うことなど、現に利用している者の利用に適切に配慮されるようお願いしたい。</p>
63	<p>付加的なサービスに関する取扱いは、認定こども園である保育所であれ、一般の保育所であれ基本的に同じであると理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおり。ただし課長通知にもお示ししたとおり、私立認定保育所が付加的サービスとして行う非選択的なサービスについて、利用料を徴収する場合には、市町村との協議が整わない限り、当該利用料は保育料とみなされ、利用料を徴収した分だけ市町村からの運営費の交付額を減額することとなる。</p>
64	<p>認定こども園の認定を受けた保育所に係る市町村の支弁額は、保育費用から当該保育所の定めた保育料額を控除した額となるのか。当該保育所が低い保育料を定めた場合、市町村の支弁額が自動的に増えることにならないか。</p>	<p>認定こども園の認定を受けた保育所に係る市町村の支弁額は、保育費用から当該保育所の定めた「保育料に相当する額」を控除した額としている。ただし、この「保育料に相当する額」が、当該保育所が一般の保育所であると仮定した場合に市町村が徴収すると「想定される保育料額」を下回る場合には、保育費用からこの「想定される保育料額」を控除した額とする。このため、施設が保育料を低く設定する場合に、市町村の支弁額が自動的に増える仕組みとはしていない。</p>

(財政措置)		
65	幼保連携施設の場合、法第3条第2項第1号イの場合と同号ロの場合で、保育に欠ける子どもに対する幼稚園就園奨励費の取扱いは異なるのか。	幼稚園就園奨励費の対象となるのは幼稚園児である。したがって、法第3条第2項第1号イの場合には、幼稚園児である保育に欠けない子どものみが対象となり、同号ロの場合には、保育に欠ける子どもであるか欠けない子どもであるかに関わらず、幼稚園児である満3歳以上の子どもが対象となる。
66	幼保連携型の認定こども園を構成する保育所は、満3歳以上の保育に欠ける子どもに幼稚園教育を行った場合に私学助成を受けられるのか。	幼保連携型の認定こども園を構成する私立幼稚園については私学助成の対象となるが、これを構成する保育所については私学助成の対象とはならず、保育所児として受け入れた子どもへの対応は保育所運営費負担金により行うこととなる。
67	幼稚園型の認定こども園における「保育に欠ける子ども」は就園奨励費の対象となるのか。	幼稚園型認定こども園については、幼稚園単独で認定を受ける場合には、保育に欠ける子どもであるか欠けない子どもであるかに関わらず、幼稚園児である満3歳以上の子どもは就園奨励費の対象となる。認可外保育施設を併設して認定を受ける場合には、認可外保育施設に在籍する子どもは幼稚園児ではないことから就園奨励費の対象とはならない。
68	幼稚園型の認定こども園における0～2歳児の保育は、保育所運営費負担金の対象となるのか。	幼稚園型における0～2歳児の保育は、幼稚園併設の認可外保育施設における保育事業と整理されるため、保育所運営費負担金の対象とならない。
69	幼稚園型の保育所的な機能に係る部分は私学助成(預かり保育)で対応するということが。	貴見の通り。
70	保育所型が満3歳以上の子どもに幼稚園的な教育を行う場合に私学助成の対象となるのか。	保育所型は幼稚園認可がないため、私学助成の対象とはならない。
71	学校法人の幼稚園が保育所認可を取得して幼保連携型の認定こども園となるに際して、施設整備を行う場合、文部科学省、厚生労働省いずれの補助金の対象となるのか。	保育所部分の施設整備であれば厚生労働省の次世代育成支援対策施設整備交付金の対象に、幼稚園部分の施設整備であれば文部科学省の幼稚園施設整備費補助の対象となる。なお、幼稚園と保育所の共用化施設における共用部分は、原則として幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して管理し、共用化された保育室については、合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理することとなる。
72	学校法人が保育所を、社会福祉法人が幼稚園を設置する場合であっても、幼保連携型の認定こども園となる場合以外は、施設整備費の特例の対象とならないと理解して良いか。	貴見のとおり。
73	条例により設置される公立の認可外保育施設として市町村が「認定こども園」を設置した場合、地方交付税措置の対象となると考えて良いか。	認定こども園の認定は、認可外保育施設の位置付けに影響を及ぼすものではなく、一定の要件を満たす公立の認可外保育施設は、従来どおり地方交付税措置の対象となる。

(その他)		
74	社会福祉法人が行う幼稚園は公益事業に該当すると考えてよいか。保育所型認定こども園の幼稚園機能部分はどうか。	社会福祉法人が行う幼稚園は公益事業に該当する。保育所型認定こども園については幼稚園的な機能部分も含めて社会福祉事業に該当するが、運営費負担金の適正な執行を確保する観点から、保育所本体とは別の経理区分を設けて処理する。
75	社会福祉法人が実施する認定こども園である保育所が自ら徴収する利用料については、保育所運営費と同様の使途制限がかかるのか。	認定こども園である保育所が自ら徴収する利用料については、施設と保護者との直接契約により決定、徴収されるものであるため、他の社会福祉事業の利用契約施設と同様の弾力的な取り扱いを予定しており、別途関係通知を改正する予定としている。
76	公立幼稚園に関する権限を市長部局に移譲することはできないが、幼稚園型認定こども園に関する事務を福祉部局に委任することは可能か。	認定こども園の認定を受けた公立幼稚園については、認定こども園法に基づく権限を福祉部局で行うことは問題ないが、公立幼稚園としての認可・監督など、学校法制上の権限を市長部局に委譲することはできないため、関係部局で密接に連携して事務に当たっていただきたい。
77	地方裁量型の認定こども園の入所者については待機児童の定義から除外されるのか。	待機児童の定義を変更する予定はない。地方裁量型の認定こども園であっても、従来の地方単独事業の定義（独自の基準を設定し、運営費等を補助する）に該当しないものに入所している児童は、待機児童から除外されるものではない。
78	法定受託事務は存在するか。	存在しない。